

会員薬局各位

下記の通り、県薬より届きましたのでお知らせ致します。  
別添 1.2 はHPに掲載していますので、各自ご確認下さい。

一般社団法人 宗像薬剤師会

第1024号  
年3月25日

公益社団法人福岡県薬剤師会

副会長 宮崎 寿

常務理事 竹野 将行

## 令和2年度調剤報酬改定に係る経過措置の終了について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年度調剤報酬改定において、令和3年3月31日で下記3項目の経過措置が終了いたしますのでお知らせいたします。

ご多忙とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1.地域支援体制加算の届出について

令和3年3月11日付 2福薬発第980号にてお知らせしたとおりです（参考：別添1）

#### 2.薬剤服用歴管理指導料「1」及び「2」（5）指導等に係る留意点 ウ 手帳について

改訂した福岡県薬剤師会版お薬手帳におきましては「患者が日常的に利用する保険薬局の名称、保険薬局又は保険薬剤師の連絡先等」を記載する項目を作成しておりますのでご活用ください。旧様式のお薬手帳をご使用いただいている薬局におかれましては、当該項目が保険薬局において適切に記載されていることを確認するとともに、記載されていない場合には、患者に聴取の上記入するか、患者本人による記入を指導するなどして、手帳が有効に活用されるよう努めることをご活用いただけます。（参考：別添2）

#### 3.薬剤服用歴管理指導料 手帳の活用実績が少ない保険薬局について

3月以内に再度処方箋を持参した患者への薬剤服用歴管理指導料の算定回数のうち、手帳を持参した患者への薬剤服用歴管理指導料の算定回数の割合が50%以下である保険薬局は薬剤服用歴管理指導料の特例として、処方箋受付1回につき、13点の算定となり、算定できない加算がありますので、お薬手帳の有用性、有効性を患者に説明し活用いただく様務めてください。

以上